平成２３年（フ）第２４９号
福島市岡部字大下40番地３、住民票上の住所福島市笹木野字北寺畑３番地の17
破産者　遠藤　清悟
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４３５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町９番26号　ドエル三ツ沢503号
破産者　渡部　久義
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県洲本市下加茂２丁目４番29号　グリーンハイツ下加茂203号、前住所兵庫県南あわじ市広田中筋387番地12
破産者　内藤　寿貴
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
岡山県美作市楢原中459番地
破産者　伊東　知輝
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１６号
広島市佐伯区五日市１丁目21番16―402号
破産者　下向　敏行
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第９７号
北海道岩見沢市南町２条１丁目３番１号　ビバハイツ６の２号
破産者　佐々木八千代
1　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
2　一般調査期日　平成25年１月11日午前10時30分
平成24年11月５日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３２０４号
京都府八幡市欽明台東５－１　Ａ―305号、開始決定時の住所大阪府枚方市楠葉面取町2195番地の19
破産者　森本　　誠
1　破産債権の届出期間　平成24年12月７日まで
2　一般調査期日　平成25年１月21日午後３時30分
平成24年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８号
福島市栄町７番33号　福島トヨタビル
破産者　株式会社サクラ・コム
1　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午前10時30分
平成24年11月５日　　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８２号
大阪府守口市本町２丁目１番24―2702号
破産者　辰島　一代
1　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後３時30分
平成24年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２号
福岡市早良区原８丁目38番35号
破産者　新　　孝行
1　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
2　一般調査期日　平成25年１月25日午後４時30分
平成24年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第７３号
山口県防府市佐波１丁目15番13号
破産者　松本畜産興業株式会社
異議申述期間　平成24年12月10日まで
平成24年11月５日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５４号
石川県加賀市山代温泉11の27番地１
破産者　吉田　久男
免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
平成24年11月２日　　金沢地方裁判所

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区飯田橋１丁目５番８号
清算株式会社　株式会社ＡＩＴインディアジャパン
代表清算人　山田　龍吉
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０３８号
東京都板橋区熊野町10番地
清算株式会社　セントラル貿易株式会社
代表清算人　田中　　均
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本件協定債権の定義
平成24年８月24日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を本件協定債権とする（利息・遅延損害金を含む。以下、本件協定債権を有する債権者を「本件協定債権者」という）。
2　本件金融債権の定義
本件協定債権のうち、別紙金融債権者一覧記載の各金融機関が有する債権を本件金融債権という（以下、本件金融債権を有する債権者を「本件金融債権者」という）。
3　本件個人債権の定義
本件協定債権のうち、別紙個人債権者一覧記載の各個人が有する債権を本件個人債権という（以下、本件個人債権を有する債権者を「本件個人債権者」という）。
4　弁済方法
本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する口座に振込む方法により実施する。振込手数料は本件協定債権者の負担とする。
5　弁済における端数の切捨て
弁済金の額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てる。
第２　本件金融債権の取扱い
1　本件金融債権に対する弁済
特別清算株式会社は、本件金融債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日又は特別清算株式会社の全資産の換価が完了した日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、特別清算株式会社が当該時点において保有する現預金から未払いの後記第４に定める共益的債権及び優先債権の全額を控除した残額を、本件金融債権の債権額の割合に応じて弁済する。
2　残額の放棄
本件金融債権者は、特別清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済の時点をもって、各本件金融債権の債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債権を放棄する。